

令和6年度ボランティア活動助成金申請受付中

市民活動団体・ボランティア団体及びNPO法人が実施する社会福祉の増進を図る事業に対して助成します。

| 対象となる事業 | 対象者 | 金額 |
|--|--|--|
| 市内で実施する事業又は市民に対して実施する事業で、社会福祉の増進が見込まれる事業 〈例〉・子育て、育児等に関するワークショップの開催 ・子ども食堂の運営 | 田原市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している5人以上で構成する団体 | 1事業につき3万円を限度として助成（ただし、助成の対象となる経費の3分の2以内まで） |

申請は1団体1事業で、同一事業での申請は3年を限度とします。助成できる団体数には限りがあります。助成の適否及び助成金額はボランティアセンター運営委員会で審査し、決定します。

※この助成事業は、赤い羽根共同募金の配分金で実施しています。

申請期限 4月末日 **申請受付** 田原福祉センター

令和6年度ボランティア活動保険加入受付を開始します

ボランティア活動中に自身がケガをした傷害事故や、相手にケガをさせたり、相手の物を壊してしまった賠償事故に補償されます。ただし、チェーンソーを使用するボランティア活動等、一部対象にならない活動もあります。

補償内容・保険料

| 基本プラン | 年間保険料※ | 補償内容（一例） | |
|-------|--------|-----------|-----------|
| | | 入院保険金（日額） | 通院保険金（日額） |
| Aプラン | 250円 | 4,400円 | 2,800円 |
| Bプラン | 300円 | 5,400円 | 3,200円 |
| Cプラン | 500円 | 8,400円 | 5,800円 |

この他、地震・噴火・津波によるケガも補償する天災プラン（400円～800円）もあります。

※田原市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録いただいた方は、保険料のうち100円を助成いたします。

※ボランティア保険に加入の際は、なるべくおつりのないようにご用意ください。

補償期間 令和6年3月31日までに加入した場合は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（年度途中の加入の場合は、加入翌日から令和7年3月31日まで）

受付日時 平日の8時30分～17時15分（土日は受付していません）

受付場所 田原福祉センター、赤羽根福祉センター、あつみライフランド

申込み・問合せ：田原市社会福祉協議会 ☎23-0610

車両寄贈ありがとうございます

このたび、一般社団法人生命保険協会愛知県協会様から、車椅子乗車可能福祉軽自動車『ふれあい号』を寄贈していただきました。この福祉軽自動車は、地域福祉の推進を目的に、生命保険協会内での募金活動により寄贈されたものです。

当社協では、より一層の地域福祉推進のために活用させていただきます。

